

令和4年度〔第1四半期〕随意契約の結果（500万円以上の工事、物品、委託）

農政水産部

(注)※1、※2の説明

表頭欄の「根拠法令」(※1)は、随意契約ができる場合について規定している地方自治法施行令第167条の2第1項の1号から9号のうち該当する号を記入し、2号の場合(性質又は目的が競争入札に適しないもの)については、「適用類型」(※2)に厳格な運用を図るために県が作成した7類型のうち該当するものを記入しています。

契約担当組織の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠法令 ※1	適用 類型 ※2
みらいの農業振興課	令和4年度みらいにつなぐ近江米新品種プロモーション業務委託	本格販売前に消費者の期待値を高め、円滑な生産・販売の拡大を進めるための調査実施、流通販売戦略案作成、情報発信の実施	令和4年4月26日 ~ 令和5年3月31日	株式会社しがトコ	11,698,500	消費者への期待値を高めるPRと、市場におけるポジショニング調査、流通販売戦略の検討を一体的に実施し、新品種を安定して販売できる環境・体制の構築を行うには、マーケティング、販路開拓、情報発信、ブランド構築等に関する広く専門的な知識、ノウハウが必要不可欠であり、より優れた企画提案を示した事業者者に委託する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
みらいの農業振興課	令和4年度「滋賀の食材」首都圏プロモーション業務委託	首都圏での滋賀の食材メニューフェアの実施、商談交流の機会の創出等	令和4年5月13日 ~ 令和5年3月24日	株式会社マイファーム	7,428,000	滋賀の認知度の低い首都圏において、「滋賀の食材」の認知度向上、消費拡大を図るには、飲食店等での継続的な食材の利用を促す仕組みづくりと、そのきっかけとなる首都圏での効果的なPRイベントの開催を一体的に実施する必要がある。そのためには、マーケティングや販路開拓、情報発信等に関する専門的な知識、経験が必要不可欠であり、より優れた企画提案を示した事業者者に委託する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
みらいの農業振興課	食べて健康「滋賀の野菜」消費拡大業務委託	県産野菜の摂取拡大イベントの開催、県産野菜等の新しい食べ方提案、飲食店メニューフェアの開催等	令和4年5月31日 ~ 令和5年3月24日	株式会社エフエム滋賀	5,228,000	当該事業は、野菜摂取や健康づくりに対する消費者の意識・行動変容を促進し、県産野菜の消費拡大を図ることを目的としている。その目的達成のためには、民間事業者の持つ専門的な知識、アイデア、ノウハウが必要不可欠であり、より優れた企画提案を示した事業者者に委託する必要があるため、競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
みらいの農業振 興課	令和4年度農山漁村 発イノベーション等支 援業務委託	農山漁村発イノベ ーションに関する専門家 派遣、人材育成研修会 の開催、新ビジネス創 造にかかるセミナー開 催と取組の伴走支援	令和4年6月15日 ~ 令和5年3月10日	株式会社パソナ農援隊	7,915,600	農山漁村発イノベーションの支援を実施するた めには、専門家と支援対象者のコーディネート力 や経営改善戦略作成に対する支援能力、研修 等の企画・構築する能力を企画提案書で判断の 上、より優れた企画提案書を示した事業者に委 託する必要があるため、競争入札に適しないこと から、プロポーザル方式により契約の相手方を 選定したため。	2	4
水産課	令和4年度大型ホン モロコ種苗育成事業 委託	大型ホンモロコ種苗の 育成および放流業務	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	公益財団法人滋賀県 水産振興協会	8,130,000	ホンモロコの親魚生産および種苗生産の技術、 効果判定に要する標識作業、放流に関する効率 的で高密度な輸送、迅速かつ適切な防疫対策、 これらに対する熟練した技術を要している者が 公益財団法人滋賀県水産振興協会の他にいな いため。	2	3イ
水産課	令和4年度しがの漁 業担い手ステップアッ プサポート事業委託	琵琶湖漁業の新規就 業者を募集する研修制 度の運用	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月28日	滋賀県漁業協同組合 連合会	9,950,000	県全域の漁業者で組織する団体であり、本県で も活用する国事業において制度上、滋賀県漁業 協同組合連合会が受け入れ機関となりうる唯一 の機関であるため。	2	3イ
水産課	令和4年度滋賀県人 工河川管理運用事業 委託	安曇川・姉川人工河川 の運用・管理業務	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	公益財団法人滋賀県 水産振興協会	31,768,000	天然親魚の放流技術や、放流量・流下ふ化仔魚 数の把握に係る専門知識を有し、施設の效果的 な活用によりアユ資源の安定培養を行える者が 公益財団法人滋賀県水産振興協会の他にいな いため。	2	3イ
水産課	令和4年度沿整増殖 場施設管理点検事業 委託	増殖場の点検管理	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	公益財団法人滋賀県 水産振興協会	5,326,200	増殖場を良好に機能させるためには、増殖場の 状態を把握することが必要である。本施設を利用 した中間育成の経験を有し、対象魚の生態、 施設の運営状況を常に把握できる団体が公益 財団法人滋賀県水産振興協会の他にいないため。	2	3イ
耕地課	令和4年度標準積算 システム運用保守管 理業務委託	標準積算システムの運 用保守管理	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	一般社団法人農業農 村整備情報総合セン ター	7,645,000	本県の農業農村整備事業は国庫補助事業が主 であり、農林水産省開発の当システムにて事業 費の積算業務を行っている。当システムを保守 管理できるのは農林水産省からシステムの使用 許諾を受けた唯一の機関である一般社団法人 農業農村整備情報総合センターの他にいな ため。	2	3イ
耕地課	令和4年度第1号 永源寺ダム管理業務 委託	永源寺ダム施設全般 の管理業務	令和4年4月1日 ~ 令和5年3月31日	愛知川沿岸土地改良 区	25,036,000	永源寺ダム貯留開始以降、昭和53年の国営管 理の時から、愛知川沿岸土地改良区が当該業 務を受託しており、県管理に移行した昭和58年 度において、他に委託できる者がいないと判断 し、管理委託に関する協定を締結しているため。	2	3イ

契約担当組織 の名称	事業名	契約内容	契約期間(履行期間) (物品購入契約は契約締結日)	契約の相手方	契約金額(円)	随意契約とした具体的理由等	根拠 法令 ※1	適用 類型 ※2
農村振興課	令和4年度第1号 滋賀地区ため池調査 点検支援業務委託	ため池調査点検支援 業務	令和4年5月26日 ~ 令和5年3月17日	滋賀県土地改良事業 団体連合会	9,350,000	本業務を遂行するためには、ため池に関するデータシステムを有するとともに、県内のため池の状況や防災対策手法等を熟知し関係市町との調整力を有している必要がある。滋賀県土地改良事業団体連合会は、これまでから県が調査してきた各種ため池のデータを管理する「ため池防災支援システム」を有するとともに、市町との深い信頼関係を有し、ため池に関する専門技術を有する唯一の団体であるため。	2	3イ
農村振興課	令和4年度農山村活 性化「しがのふるさと 支え合いプロジェクト」等支援業務委託	農山村活性化「しがの ふるさと支え合いプロ ジェクト」等の支援業務	令和4年6月7日 ~ 令和5年3月15日	株式会社パソナ農援隊	6,024,527	当業務は、効果的な情報発信資料の作成、プロジェクト拡大に向けた企業等に対する登録促進活動、地域活性化のノウハウを有する専門家によるマッチング支援や活動団体に対するコンサルティングと助言、地域をけん引するリーダーや育成者のスキルアップ研修の企画、実施等を行うものである。これには民間業者の専門的な企画力・技術力・ノウハウを最大限生かすことが効果的であるため競争入札に適しないことから、プロポーザル方式により契約の相手方を選定したため。	2	4
東近江農業農村 振興事務所	県営尻無北部地区 確定測量委託事務	確定測量事務	令和4年6月24日 ~ 令和5年3月24日	尻無北部土地改良区	7,909,000	換地を行うための確定測量事務は、換地の総合的な調整と地元の実情に精通している機関が実施することが必要であることから、当該事務を実施できる機関が尻無北部土地改良区の他にないため。	2	3イ